

令和6年度 会計年度任用職員の登録募集

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和6年4月以降に任用を予定している会計年度任用職員について登録の募集をします。

- ▶任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日(原則)※職種によって任用期間が異なります。
- ▶募集職種 一般事務員、保育士、教育支援員など
- ▶勤務条件 報酬、勤務時間、勤務場所等は職種によって異なります。詳しくは募集案内をご覧ください。
- ▶選考方法 書類選考、面接など
- ▶申込期間 1月12日(金)～1月26日(金)

※申込期間を過ぎた場合でも登録の申込みは可能ですが、令和6年4月任用の選考については、申込期間までに登録された方から順次選考を行います。

- ▶申込方法 募集案内で詳細を確認のうえ所定の申込書により総務課に提出(持参又は郵送[必着])してください。
- ※募集案内及び申込関係書類は、1月12日(金)から総務課窓口で配布及び町ホームページからダウンロードできます。
○会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日～翌年3月31日)で勤務する一般職の非常勤職員です。

新入学児童生徒学用品費等(就学援助制度)の入学前支給について

問合せ 教育総務課 学校教育担当 ☎991-1864

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施しています。

この就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費等(ランドセル、学生カバンや制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学前の3月に支給します。

入学前支給を希望される方は、次の内容をご確認の上、申請してください。

【対象】次の①～④すべてに当てはまる方が対象です。

- ①令和6年4月の新入学児童生徒の保護者
- ②入学前支給の申請時に町内に住所を有し、かつ入学時に町内に住所を有する予定の方
- ③就学援助の認定基準額に該当する方(世帯の所得状況を審査して決定します。)
- ④生活保護を受給されていない方

【認定基準額】

※この金額は目安です。世帯構成の人数及び年齢により、認定基準額がかわります。また、住民登録上別世帯でも、同じ住所に住民票がある世帯全員の年間総所得金額です。

世帯人員	世帯構成	前年中の所得金額
2人	母36歳・子8歳	1,840,000円
3人	父40歳・子14歳・子11歳	2,600,000円
4人	父45歳・母40歳・子14歳・子10歳	3,110,000円
4人	母40歳・子14歳・子11歳・祖母70歳	3,030,000円

【支給額】

小学校(新小学1年生) : 54,060円

中学校(新中学1年生) : 63,000円

【必要なもの】

印かん(認印可)、振込口座の通帳(保護者名義、町内金融機関の本・支店のもの。)

【申請期間】令和6年1月9日(火)から1月31日(水)までに教育総務課へ。

※土・日・祝日を除く。受付時間は、8:30から17:15まで。

進学準備資金の貸付けに利子補給を行います

問合せ 教育総務課 総務担当 ☎991-1807

【対象】次の全てに該当する方

- ①松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
- ②高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者
- ③独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者
- ④町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書